

## ふくしま食の安全・安心推進懇談会設置要綱

### (設置)

第1 生産から消費に至る食の安全と安心の確保に関する情報及び意見の交換、検討を行い、相互理解を図るとともに、食の安全・安心の確保を目的として、ふくしま食の安全・安心推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 懇談会は、次の事項について検討する。

- (1) 食の安全・安心の施策に関すること。
- (2) 食の安全・安心に係る情報提供に関すること。
- (3) その他、食の安全・安心に関すること。

### (組織)

第3 懇談会の委員は、13名以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 消費者（5名）
- (2) 生産者・製造者・流通業者（5名）
- (3) 学識経験者（3名）

2 委員は、知事が委嘱する。

### (任期)

第4 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第5 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、会務を主宰する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代理する。

### (会議)

第6 懇談会は、座長が招集し、年1回以上開催するものとする。

2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に懇談会への出席を求め、意見を聞くことができる。

### (事務局)

第7 ふくしま食の安全・安心推進会議の幹事会を事務局とする。

2 懇談会の庶務は、福島県保健福祉部食品生活衛生課において処理する。

### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成14年7月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(参考)

<懇談会委員>

区分	団体等名
消費者（5名）	福島県消費者団体連絡協議会 財団法人福島県婦人団体連合会 福島県労働福祉協議会 福島県生活研究グループ連絡協議会 公募により県民から選ばれた者
生産者・製造者・流通業者（5名）	福島県農業協同組合中央会 福島県漁業協同組合連合会 社団法人福島県食品衛生協会 福島県商工会議所連合会 福島県青果市場連合会
学識経験者（3名）	

<事務局> 行政機関23名

部局等名	職名
福島県 知事直轄	総合安全管理課長
生活環境部	消費生活課長 原子力安全対策課長 自然保護課長 水・大気環境課長
保健福祉部	次長（健康衛生担当） 保健福祉総務課長 健康増進課長 地域医療課長 食品生活衛生課長 薬務課長
商工労働部	産業創出課長
農林水産部	農業振興課長 環境保全農業課長 農產物流通課長 水田畑作課長 園芸課長 畜産課長 水産課長 林業振興課長
教育庁	健康教育課長
郡山市 保健福祉部	保健所長
いわき市 保健福祉部	保健所長

新旧対照表

新	日
<p><b>ふくしま食の安全・安心推進懇談会設置要綱</b></p> <p>(設置) 第1 生産から消費者に至る食の安全と安心の確保に関する情報及び意見の交換、検討を行ひ、相互理解を図ることも、食品安全・安心の確保を目的として、ふくしま食の安全・安心推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。</p> <p>(河井正務) 懇談会は、次の事項について検討する。</p> <p>(1) 食の安全・安心の施策に関すること。</p> <p>(2) 食の安全・安心に係る情報提供すること。</p> <p>(3) その他、食の安全・安心に関すること。</p> <p>(組織) 第3 懇談会の委員は、13名以内とし、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 消費者(5名)</p> <p>(2) 生産者・販売者(3名)</p> <p>(3) 学識経験者(3名)</p> <p>2 委員は、知事が委嘱する。</p> <p>(任期) 第4 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。</p> <p>2 补欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(座長) 第5 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。</p> <p>2 座長は、会務を主宰する。あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第6 懇談会は、座長が招集し、年1回以上開催するものとする。</p> <p>2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に懇談会への出席を求め、意見を聽くことができる。</p> <p>(事務局) 第7 ふくしま食の安全・安心推進会議の幹事会を事務局とする。</p> <p>2 懇談会の原資は、福島県保健福祉部食品生活衛生課において処理する。</p> <p>(その他) 第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成14年7月10日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成15年4月10日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p><b>福島県食品安全・推進懇談会設置要綱</b></p> <p>(設置) 第1 生産から流通、消費に至る食品の安全確保、に関する情報及び意見の交換、検討を行ひ、相互理解を図るとともに、食品の安全確保の監視を目的として、福島県食品安全・推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。</p> <p>(河井正務) 懇談会は、次の事項について検討する。</p> <p>(1) 食品の安全確保の施策に関すること。</p> <p>(2) 食品の安全に係る情報提供すること。</p> <p>(3) その他、食品の安全確保に関すること。</p> <p>(組織) 第3 懇談会は、</p> <p>(1) 消費者(5名)</p> <p>(2) 生産者・製造者(5名)</p> <p>(3) 学識経験者(2名)</p> <p>2 次に掲げる者をもつて、知事が委嘱する者で組織する。</p> <p>(任期) 第4 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。</p> <p>2 补欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(座長) 第5 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。</p> <p>2 座長は、会務を主宰する。あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第6 懇談会は、座長が招集し、年1回以上開催するものとする。</p> <p>2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に懇談会への出席を求め、意見を聽くことができる。</p> <p>(事務局) 第7 福島県食品安全・推進会議の幹事会を事務局とする。</p> <p>2 懇談会の原資は、福島県保健福祉部食品生活衛生課において処理する。</p> <p>(その他) 第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成14年7月10日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成15年4月10日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p><b>福島県食品安全・推進懇談会設置要綱</b></p> <p>(設置) 第1 生産から流通、消費に至る食品の安全確保、に関する情報及び意見の交換、検討を行ひ、相互理解を図るとともに、食品の安全確保の監視を目的として、福島県食品安全・推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。</p> <p>(河井正務) 懇談会は、次の事項について検討する。</p> <p>(1) 食品の安全確保の施策に関すること。</p> <p>(2) 食品の安全に係る情報提供すること。</p> <p>(3) その他、食品の安全確保に関すること。</p> <p>(組織) 第3 懇談会は、</p> <p>(1) 消費者(5名)</p> <p>(2) 生産者・製造者(5名)</p> <p>(3) 学識経験者(2名)</p> <p>2 次に掲げる者をもつて、知事が委嘱する者で組織する。</p> <p>(任期) 第4 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。</p> <p>2 补欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(座長) 第5 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。</p> <p>2 座長は、会務を主宰する。あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第6 懇談会は、座長が招集し、年1回以上開催するものとする。</p> <p>2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に懇談会への出席を求め、意見を聽くことができる。</p> <p>(事務局) 第7 福島県食品安全・推進会議の幹事会を事務局とする。</p> <p>2 懇談会の原資は、福島県保健福祉部食品生活衛生課において処理する。</p> <p>(その他) 第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成14年7月10日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成15年4月10日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p>

新

旧

(参考)

## &lt;懇談会委員&gt;

区分	団体等名
消費者（5名）	福島県消費者団体連絡協議会 財団法人福島県婦人団体連合会 福島県労働福祉協議会 福島県生活研究グループ連絡協議会 公募により県民から選ばれた者
生産者・製造者・流通業者（5名）	福島県農業協同組合中央会 福島県漁業協同組合連合会 社団法人福島県食品衛生協会 福島県商工会議所連合会 福島県青果市場連合会
学部経験者（3名）	

(参考)

## &lt;懇談会委員&gt;

区分	団体等名
消費者（5名）	福島県消費者団体連絡協議会 財団法人福島県婦人団体連合会 福島県生活協同組合連合会 福島県生活研究グループ連絡協議会 公募により県民から選ばれた者
生産者・製造者・流通業者（5名）	福島県農業協同組合中央会 福島県漁業協同組合連合会 社団法人福島県食品衛生協会 福島県商工会議所連合会 福島県青果市場連合会
学部経験者（2名）	

## &lt;事務局&gt; 行政機関 23名

部局等名	職名
福島県	知事直轄 総合安全管理課長
生活環境部	消費生活課長 原子力安全対策課長 自然保護課長 水・大気環境課長
保健福祉部	次長（健康衛生担当） 保健福祉総務課長 健常増進課長 地域医療課長 食品安全衛生課長 業務課長
商工労働部	産業創出課長 農業振興課長 環境保全農業課長 農産物流通課長 畜産課長 水田耕作課長 森林振興課長 教育課長 保健福祉部
農林水産部	農業振興課長 環境保全農業課長 畜産課長 畜産課長 水田耕作課長 森林振興課長 教育課長 保健福祉部
教育庁	幼稚教育課長 保健所長
郡山市	保健福祉部 いわき市
いわき市	保健所長

## &lt;事務局&gt; 行政機関 19名

部局等名	職名
福島県	知事直轄 生活環境部
	知事直轄 消費生活課長
	保健福祉部
	水・大気環境課長
商工労働部	保健福祉総務課長 健常増進課長 地域医療課長 食品安全衛生課長 業務課長
農林水産部	農業振興課長 環境保全農業課長 畜産課長 水田耕作課長 森林振興課長 教育課長 保健所長
教育庁	幼稚教育課長 保健所長
郡山市	保健福祉部
いわき市	保健所長

## &lt;懇談会委員&gt;

区分	団体等名
消費者（5名）	福島県消費者団体連絡協議会 財団法人福島県婦人団体連合会 福島県生活協同組合連合会 福島県生活研究グループ連絡協議会 公募により県民から選ばれた者
生産者・製造者・流通業者（5名）	福島県農業協同組合中央会 福島県漁業協同組合連合会 社団法人福島県食品衛生協会 福島県商工会議所連合会 福島県青果市場連合会

## &lt;懇談会委員&gt;

区分	団体等名
消費者（5名）	福島県消費者団体連絡協議会 財団法人福島県婦人団体連合会 福島県生活協同組合連合会 福島県生活研究グループ連絡協議会 公募により県民から選ばれた者
生産者・製造者・流通業者（5名）	福島県農業協同組合中央会 福島県漁業協同組合連合会 社団法人福島県食品衛生協会 福島県商工会議所連合会 福島県青果市場連合会